平成２９年度第２回亀岡市まちづくり協働推進委員会

会議要旨

日　時：平成２９年１２月７日（木）10：00～12：00
場　所：亀岡市役所６０２会議室

１　開会

（事務局）
本日はお忙しい中、まちづくり協働推進委員会にご出席いただきましてありがとうございます。
本日は今年度２回目の委員会となる。
また、本委員会においては一般公開となっているため、本日は傍聴希望の方が１名いらっしゃるのでご報告する。
それでは、議事の進行に先駆けまして、委員長から挨拶をお願する。

（委員長）
おはようございます。今日はご出席いただきましてありがとうございます。これまでの市民活動を少し振り返ってみると市民団体の活動はいろんな分野でいろんな取り組みがなされているのは皆様のご存知の通りである。いろいろな活動を改めて現在に照らしてみると、もしこれをすべて行政だけで担うと考えれば、おそらくそれには膨大な費用がかかり、とても負担の大きいものになる。多くの市民団体は世の中に役立つ目的や役割をもって活動しており、本日の議題については、このような団体をどのように支えていくか、もう一度原点に立ち返って考える必要があると思っている。
「資金」といった視点だけで市民活動は考えられるものではなく、特に活動者の高齢化に関してはどの団体においても共通した課題である。今後どのように活動を次の世代にバトンタッチできるように支援するかについてもこの委員会で考えられればいいと思っている。

（事務局）
ありがとうございました。
この後の議事進行におきましては委員長にお願いする。

（委員長）
　それでは最初に今年度の支えあいまちづくり協働支援金事業の報告を事務局からお願いする。

（事務局）
事務局から報告をする。（資料に沿って、報告）

　　資料：「平成２９年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金申請事業概要一覧」

支援メニュー	申請数	交付事業数（交付額）
スタート事業	3	３（２９２千円）
ステップアップ事業	8	７（1,１４７千円）
市民連携事業	2	１（３５０千円）

合計交付金額１７８万９千円

　少し時期が開いたが、今年度の支えあいまちづくり協働支援金事業の交付事業について直接報告できていなかったので、この場で改めて報告させていただく。
　申請数、交付事業数等は上記のとおりである。特に今年度は、昨年度申請がなかったスタート事業において３事業の申請があり、亀岡市における新たな活動の立ち上げを支援することができてよかった。
　交付された１１事業の事業開催情報等は、皆様にも共有させていただいているので興味のある事業があれば参加していただけると嬉しい。３月までに事業を終え、来年度のはじめには報告会を通して事業報告をしていただく流れになる。委員のみなさまにも報告会、審査会等でお世話になるがよろしくお願いする。

（委員長）
　今回私が感じたのは、採択された活動が限定の地域を対象とした活動が多いということである。地域の課題に根差した活動でもあり、良い活動なのだが、「公益性」「広域性」といった観点も重要であり、特定の地域の事業の採択をどのように考えていけばいいか、少し疑問であった。これについてはこの後議論をすることになっているので考えてほしい。
　支援金交付事業について、これは報告ということなのでこれで終わりたいと思う。

（委員長）
　次に、支えあいまちづくり協働支援金の審査について事務局のほうから資料の説明をお願いする。支援金制度については、どういった審査で臨むかということは、どの自治体でも苦労している。完璧な制度設計はないかもしれないが、より望ましい形にできるように

協議をしたい。

（事務局）
事務局から説明をする。（資料に沿って、説明）
　資料：「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金制度に関する資料（①審査について）」
　　「他市町村支援金事業まとめ」

資料の中に、今年度審査を進めていく中で申請団体側から出た意見をまとめた。
様々な意見が出たが主に①審査員は誰がやるべきなのか②審査項目の見直しが必要ではないかといった２点に関連する意見が中心であった。また事務局としては今年度から審査過程の手順を一部見直したのでそれについて、新しい形での審査がやりやすいものであったか意見をいただきたい。
様々な自治体の支援金の審査の流れをまとめた資料も用意したので、参考に意見を頂けたらと思う。

（委員長）
それではまず実際に審査に関わっていただいた委員から審査の在り方について意見をいただきたいと思う。

（委員１）
新しい審査の流れについては、事業に対する詳しい内容を知ることができてすごく分かりやすかった。特に専門的な分野における事業、あまり詳しくない事業について事前に予備知識を聞けてよかった。また、審査会に地元を知った有識者がいてくれたことは、様々な活動をサポートされてきた経験から、判断に迷ったり自分のなかの軸がぶれそうになったりしたときに、公平にボーダーラインを作ってくれて分かりやすかったし、他地域の事例など申請団体に伝えられていて、審査だけでなくアドバイスの要素もあってよかった。
審査員の構成は、行政側の方針を聞かないと判断しにくい場合もあるので一人ぐらいは行政職員がいたほうがいい。有識者については、今回のように申請事業の需要がどこなのか、地域の人がどんな事を求めているのか、申請事業に対して他の地域に参考になる事例がないのかなど、情報、知識を持っている人であればいいと思った。

（委員２）
民間において様々な事業をしてきたので、その経験や視点も取り入れながら審査に臨んだ。また、審査会が始まる前に、市民の税金の使い方を決定するのだから、心しなければと思った。
まず、たった５人で何百万という税金の使い道を決定することに対して、とても責任の

ある事だと感じた。さらに申請者の話を聞く時間が、あんなに短い時間でよかったのかとも思う。また、広く亀岡市全般に行きわたるような活動もあれば、一部の地域に根付かせる活動もあり、どのような活動が「公益性」があると言えるのか最後まで判断に悩んだ。ただ、一部の地域に限定した活動は「亀岡市」のためになるかと考えると公益性は低いように感じるが、「亀岡市民（地域住民）」のためと考えると単に広域的な活動よりも地域性を活かした市民活動にとって有効な活動だと感じた。この支援金のスタンスが亀岡市のためなのか、亀岡市民のためなのかまだ明確でないように感じた。

話はそれるが、最近立ち上げた「亀岡 NAWASHIRO 基金」では支援金は交付できなくても、市民に広く応援したいと思われる事業であれば資金を集めることが可能になる。市民活動の資金集めについては、支援金制度だけでなく、寄付制度などいろんな支援の在り方を全体的に見ていくことが必要なのではないか。

（市民力推進課長）

この制度が立ち上がって７年目であり、これまでも同じような議論を積み重ねて現在の制度の形が出来上がったのだと理解している。そのような意味では現在の制度を一定尊重してもよいのではと感じている。行政職員が審査員として入ることの役割としては、支援金の予算の関係や、行政側の思いを申請団体にうまくつなげることだと考えている。

ヒアリングの時間については短いと感じる部分もあるが、これ以上時間を延ばした際に申請者や審査員への負担が大きくなるという課題もあるのではないか。

審査過程の在り方については、意見を聞いていると、今年度試行的に実施した審査会までに皆様に集まっていただき、事業内容を事務局から一つずつ説明する機会を設定するやり方が制度の質を高める方法ではないかと思っている。

（委員３）

初めて審査員として審査会に参加して、審査員も申請団体も本当に真面目に審査会に取り組んでいただいていることが改めて確認できたので、審査員をさせていただいてよかった。ただ、自身の反省として、少なくともスタート事業は減額もせずに交付してもよかったのではないかと感じている。審査時には、事業計画や団体運営について深読みしすぎたのかもしれない。異なる事業間においてメンバー構成の重複度が高かったという点についても、本当に団体としては独立したものが２つあって、２つの事業を立ち上げる必要があったから申請したのかもしれないと審査後に思った。スタート事業に関しては、申請時にある程度審査を済ませておく形をとることで、審査会ではそこからは減額せずに交付してもいいのではないか。

（副委員長）

申請団体の関係者と審査後に会った際に、資料にもあるように審査員側の所属などを明

確にしてほしいと言われた。申請団体側は名乗るが、審査する方が名乗らないのは失礼ではないかという意見もあった。交付したところの事業を見て回ることもしているが、あんないいことをしている事業なのに地域に浸透していないのかという現状も目にしている。審査する側としても本当に事業に交付してよかったのか確認したり、考えたりすることが重要ではないかと思う。

（委員長）
審査員ではないほかの委員さんについても是非ご意見を聞かせてほしい。

（委員４）
私は今年度については支援金を申請した側の立場であるが、以前は審査員も経験している。審査員の構成については、人数は現状のままでよいと思う。ただ、審査員をやるためにはスキルが必要なので、色々な人に審査員経験してもらい、審査員になり得る人材を増やしていかなければ今後、審査の幅が狭くなるように思う。よって審査員の質問の仕方などのトレーニングを進めていくという視点も重要である。行政職員が審査員にたくさん入ると違和感があるが、代表として一人は必要だと思う。
審査方法に関しては項目ごとの配点を変えるなどの工夫は必要だと思うし、その場合特に重要視してほしいところが「課題の公益性」と「継続性」である。
また、審査しにくい部分として「事業の効果」と「実現可能性」が両方あることである。事業の効果や成果はすぐに出るものとそうでないものがある。実現可能性についてはそもそも実現可能だからお金を出しているわけで、それがすぐ効果として現れるかは別の問題ではないのか。事業効果は長期的なスパンで見ないといけない。そういう意味で長期的なスパンと短期的なスパンで見る項目が一緒になっている。両方審査するとしても配点に関しては同じにするべきではない。
一番の課題は「公共性」とは何なのかということ。実際の活動範囲が一部の地域限定でもいいと考えているが、地域の人が情報を発信して自分たちの地域外にも広報する努力をしたかが重要であって自分たちの地域だけが楽しかったでは支援金事業としては良くない。
審査過程については、事前審査はエントリー数によって時間は変わってくるし、プレゼンする側からしても短いと感じるが、短い中でも伝える技術や努力が申請側にも必要なことは確かである。時間を短くするのであってもそういった力を身につけてもらうことがねらいだと申請団体にも事前に伝えておくほうがよい。

（委員長）
議論を順番に進めていく。個人的な意見としては、現在「スタート事業」「ステップアップ事業」「市民連携事業」の３つの支援メニューがあるが、隣の南丹市など他の自治体では支援メニューの区分にも亀岡市とは違った工夫がある。支援メニューの見直しも必要にな

っているのかもしれない。
　審査員の構成については、行政の方針もあるので私も個人的には行政からも審査員が一人は入っているのが望ましいと考えている。

（委員２）
　審査員の多様性は重要だと思う。市民活動の経験者、行政、有識者など様々な立場の方が入っている現在のような形でいいと思う。
　それ以上に大事なことは申請団体が「上から目線で審査をされた」と感じないようにすることである。自分の反省も含め、審査員が審査の場でしか事業を見ないのはよくない。自分が審査に関わった市民活動の現場に足を運び、活動を見た上で審査を行うのがベストではないか。そのようなプロセスを踏んで、市民活動団体とのつながりを作れたらいいと感じている。
　これは理想かもしれず負担も大きくなるが審査に携わる身としては、ある程度の覚悟が必要ではないかと考えている。

（委員長）
　実は「協働」だとか、「市民活動」を活発にしようとする上で、現在は行政頼みにしているところがある。本来は市民自身が、どの程度負担するか、どの程度活動を理解するかが大切になってくる。
　市民協働というものはやればやるほど市民の負担は大きくなる。今まで行政に任せていた分野を市民が担うというのは負担が増えるということ。そこをどの程度理解して行動するかだと思う。行政に任せておけば楽だが、はじめに話したように負担が出てくるので、どのレベルにおいて市民自身が自覚して活動できるかということだと思う。

（委員１）
　先ほど委員２からもあったように審査員の多様性は必要だと思う。特に行政の職員からは、行政の事業をある程度全体的に把握している人が望ましい。
　その他の審査員の人数割りや構成については申請団体の事業内容によって変わってくると思う。そのため、今の人数構成でいいのか、どのような専門家に審査に加わっていただくべきかなど、毎年検討が必要かと思う。
　特に専門家の部分については、事業内容に対しての専門家と、団体の運営や金銭面での判断ができる専門家がいてもいいのではと審査のときに感じた。

（委員２）
　私もそれは感じている。私は民間でずっとやってきたため、資金をどのように使いどのように事業を展開し成り立たせていくのか考えてしまう。資金面で自立せず、支援金を期

待して事業を行っているといつか破綻するのでは。そのため、事業だけでなく、団体の運営面を専門的に審査できる審査員が必要かもしれない。

（委員１）
審査のときに減額するかどうかの話になることが多いが、自分には専門知識がないためそのような部分を判断できる人がいれば心強い。

（委員５）
この支援金は銀行の融資のように返済義務もなく、交付を決定するまでに現場を視察するわけでもない。市民のための良い制度ではあるが、そんなに簡単に交付を決定してしまっていいのかとも思う。
この支援金制度における「まちづくり」の意味がはっきりとしていない。行政も審査員もどのようなまちづくりを期待して支援金を交付しているのか明確にできていないため、どの事業に交付するべきか見えにくいのではないか。
この交付された事業は１年間事業をただ行うだけでよく、交付された事業が成功したか失敗したかも実際は問われない。交付が終わった後の事業の継続義務もない。しかしまちづくりは少なくとも１０年、２０年と続いていくものである。市として、審査員として、申請団体として、本当に亀岡市が目指す「まちづくり」、亀岡市民が求める「まちづくり」がどういったものかを考えることも重要になる。
支援金事業においては、地域での活動が広がり、浸透していくようなまちづくりと、限られた地域の中で長年行う文化的なまちづくりがある。どちらかだけに支援金交付による「まちづくり」の方針が偏っても良くないと感じている。

（委員２）
審査員も「まちづくり」について考えないといけない。特定の地域での活動でも他の地域に広がり、地域活性化のモデル事業になるのであれば十分交付する意義があると思う。
事業の姿が５年後どのようになっているのか、この支援金で５年後の亀岡市をどうしたいかといったビジョンを審査員自身も持っていないといけない。
審査員などの負担が大きくなるという議論が出ているが、負担が大きくなるからやらないという考え方では、良いスパイラルが生まれない。

（委員長）
現場を見に行ったり長期的にまちづくりを考えたり方向性はすごくいいと思うが現実的にそこまで審査員に求めることができるのかは疑問である。
審査員の構成についてまとめると、多様性を確保すること、外部の審査員については申請事業の内容も見ながら適任者を判断すること、委員会全体や審査員自身がまちづくりに

対する考えをしっかり持つことが重要ということになった。
　次に審査項目についてだが、先ほどもあったように「公益性」の定義が分かりにくいといった議論がある。
　個人的には分かりやすくしようとすれば「地域の課題性」などの言葉に変えたらいいのではないかと考える。何が亀岡市の課題でその課題に対していかに有効なアプローチができているか審査してもらう。
　そしてもう１つこの公益性を図る視点として、事業実施による受益者がどの程度存在するのかといった受益者の多さが公益性の高さだと判断する方法もあるように思う。

（委員２）
　受益者の「人数」といった視点もあるが、人数が少なくても一人ひとりが受ける利益の「大きさ」や、亀岡市にとって根深い課題が解決できるのであれば公益性が高いと判断できる場合もあるのではないか。利益を得る市民の人数なのか、亀岡というまちにとっての利益なのか、課題の大きさなのかによって公益性という言葉の意味も変わってくる。
　また、今の時点では狭い地域の利益かもしれないが、３年後、５年後にどのような成果が得られるかという少し先の将来をイメージすることでその活動が亀岡市全体に利益をもたらす可能性もある。
　難しい議論だが、先ほど出ていた「課題性」、「課題解決力」という項目をつくることも１つの方法だと思う。「継続性」などは「将来発展度」など分かりやすい言葉の表現にするほうがよいのではないか。

（委員長）
　審査にあがった事業は公共性や公益性があるという判断がされ、支援金が交付されている。問題は相対的にどう評価するかということ。数十万人に影響を及ぼす事業か何百人にしか影響を及ぼさない事業があるとすれば、数十万人に影響をおよぼす事業に支援することを選ぶのが自然ではないか。

（委員１）
　公益性を受益者の多さとすると、福祉の分野や障害者に対してなどの事業は公共的な内容なのに評価を行うことが非常に難しい。
　事業としては非常に大事なものであり、継続するためにこそ支援が必要な「公共性」や「継続性」で点数が入れにくい事業を救済できるような審査項目があれば嬉しい。
　今の「まちづくり」の考え方は、お祭りを行う事業も福祉的な事業も、同じ審査基準で判断しようとしているので審査がしにくい。

（委員２）
　公益性を考える上で、亀岡市全体を事業範囲に考えている事業、特定の地域だけを対象にした事業、それぞれに良さがある。その区別は審査する側が考えなければならないが、やはり同じ項目で審査するということはやりにくさが残る。
　そうなってくるとスタート事業やステップアップ事業など事業メニューについては、「地域活性化事業」や「広域活性化事業」といった新しい区分の方法もあるのではないか。

（委員長）
　現状のように全て同じ審査基準で審査を行うのではなく、支援メニューを整理する必要があるかもしれない。

（事務局）
　「実現可能性」が審査の項目として含まれていることに疑問を感じたことがある。そもそも実現しないような事業は受付段階で受理できない場合が多いため受理できている時点で全事業に５点が入っているような感覚はないか。

（委員４）
　確かに受付している事業は支援金の交付があれば実現できるものばかりなので審査項目としては違和感があるようにも感じる。

（事務局）
　確かに実現可能性の５点と４点の差は何なのか分かりにくい。

（委員４）
　そういう意味ではこの項目で判断したいのは継続性に近いのかもしれない。１度きりの実現可能性ではなく、継続して事業が実現できるのかといったように。

（委員３）
　審査会において「支援金をもらえなくても事業をやれるか」という質問を申請団体にする場面が多くみられた。この支援金がないと活動できない団体ばかりではなく、この支援金がなくても事業ができるような団体も申請してきているということに個人的には驚いた。

（委員２）
　事業ができるという範囲が団体ごとに違う。自己資金を出してでも事業をするという団体もあれば、支援金なしでは事業はしないという団体もある。また、潤沢に資金があっても支援金がもらえれば、さらに事業を充実させることができると考える団体もある。団体

の事情は様々で「この支援金がなくても事業ができるか」という観点のみで判断してしまうのはどうかと思う。

（委員３）

支援金は市民の税金なので、活動の成果で市民にどれだけ還元することができるかは支援金を申請する際にしっかり考えなければならないが、潤沢な資金がある団体も申請してきているとわかったら、さらに交付のハードルが上がりそうである。

（委員１）

この質問をする意図は、資金があるかどうかというよりも事業に対してしっかり計画性や熱意があるかを確かめたいからである。どの事業も良いことなのは分かっているが、「この支援金がないとやりません」という答えではなく「資金がなくても、こんな工夫をしてやろうと考えています」という答えが返ってくる団体のほうがこの支援金を交付するに値すると思う。この制度のスタンスとしては、資金が第一ではなく、団体の活動に対する意識や想いを支え、育んでいく制度であると考えている。そのために全ての団体に支援金を交付したい思いが基本である審査員の気持ちをもう一度踏みとどまらせ、冷静に考えるためにこの質問を行っている。

（委員３）

それはプレゼンする人の力量に関わってくると思うのだが。

（委員２）

確かに、そのような質問をされてしどろもどろになってしまう申請団体の方もいると思う。事前に質問内容を伝えておいて答えてもらうのでもいいかもしれない。

（委員１）

しどろもどろになってしまっても、審査には問題ない。しどろもどろになりながらも、何かしらの答えを持っているかどうかが知りたい。

（委員４）

もし交付されなかった場合の覚悟を確かめたい。エントリーの時点で確かめられるものかも知れないが、審査の場で質問すること、されることに違和感はない。

申請団体側も、当然そのような質問が来ると分かっている。

（委員１）

支援金ありきで事業があるのか、事業ありきで支援金があるのか、どちらが先かを知りたい。

（委員２）
　それぞれの審査員への伝わり方が違うかも知れない。質問してしどろもどろになっているので信用できないのではと感じる審査員もいないとは限らない。

（副委員長）
　私は民生委員として２６年間続く活動を行っている。助成金が無かったらどうするかという事業計画も考えている。自分自身がそういった姿勢で活動してきたため、今話に上がっている申請側の覚悟もはやはり必要だと考えているし、支援金ありきで事業をしていると事業が続かないとも思う。

（委員１）
　この助成金は何年間か申請できるが、その後は団体自身で活動を行っていかないといけない。数年の内に自立しなければならないという感覚を市民団体にも持っておいてほしい。

（副委員長）
　私の耳に入ってきた話では、支援金があるなら、とりあえず申請しておいたらいいのではという気持ちで申請する団体が実際にある。その辺りの対応も考えて行かないといけないと思う。

（委員６）
　地域のために実施されている活動を継続していけるように自治会としてもできるサポートはしていきたいと考えている。
　ただ、亀岡市も財政が厳しいのでいずれ市民団体は独立することを考えて行くことが前提だとも思う。行政もこの支援金制度を続けていけるかは分からない。長いスパンで市民活動を行っていくことを前提にどのように支援金を活用するかが重要だと思う。

（委員２）
　制度の廃止とともに終わってしまうような事業では良くない。団体自身が自分たちの力で継続する手立てを考えないといけない。さらに言えば収益を上げて次年度も活動できるようなシステムを作らない限り活動は終わる。それをどこからかお金を借りてきて活動をするという方法もあるが、それは決して自立しているとは言えない。
　申請する団体には、支援金の活用はあくまで１つの支えという考え方を持ってほしい。

（委員長）
　安易な申請を見分け、熱意を探るという意味ではいい質問。審査項目の部分での議論をまとめると「公益性」や「実現可能性」についてもう少し工夫をする必要があるということだと思う。
　次の審査過程の議論に移る。今年度のやり方はこれまでと比較して、審査の前にこの委員会全体で事業に対する意見を集約してから審査に回すという工夫があったが、実際に新しい方法で審査を行ってみてどのように感じたか。
　また、先ほどは審査の過程で時間が足りないという議論も出ていた。審査員の負担などもある。そういった部分で何か意見はないか。

（事務局）
　審査時間について現状を説明すると、審査時間は各年度の申請数によって変わってくる。昨年は１０団体の申請があり審査が１日、今年度は１３団体の申請で１日半となっており、１団体あたりのプレゼンの時間は質疑応答も入れて２０分前後となっている。過去の記録を見ていると１４団体などの年度もあるので、そうなってくると１団体あたりの時間を増やすとなると全体の日程が２日、３日と増えてくる。

（委員長）
　他の市町村の審査過程については資料にはまとめられているか。

（事務局）
　審査方法という表記で記入している。

（委員長）
　ほとんどの市町村が行政の内部決済のみで交付が決まっているようだ。

（事務局）
　京都府下はほとんど審査会を開かずに行政のみで交付を判断する自治体が多かったように感じる。その中でも伊根町の方法は亀岡市に非常に近いものがあり、有識者、行政、区長などが審査員となって審査会を開き、そこでの結果を参考にして町長が最終的に交付を決定する過程をとっている。

（委員長）
　これを見ると亀岡市は非常に市民の声を反映させるかたちをとっているといえる。

（事務局）
　その他の自治体に確認したところ、できれば審査会を持ちたいとのことであったが、審査員になり得る人材が不足しているとのことであった。
　また、同じ形をとっている伊根町に関しても一般の市民ではなく、区長、学者など最初からまちづくりに関して知識を持っている人材が審査員を行っているということであった。
　ただ全国的にみると亀岡市と同じような審査過程で行っている自治体も多くあり、そのような自治体も資料にまとめている。
　個人的には行政の価値観や常識で交付金の金額や決定をするのではなく、委員のみなさまの力をお借りして審査会を行う制度運営が出来ているのは、亀岡市が時間をかけて市民の方々と制度を運営してきたからこそ出来るものだと感じた。

（委員長）
　これまで行政と市民でつくりあげてきたこの制度の良さを残しながら、より良くしていくことが求められている。

（事務局）
　今年度は審査員になる委員以外の委員のみなさまからも申請事業に対して意見を頂けるように審査過程の順番を変えさせていただいた。新しい流れでの審査がやり易かったのか意見をお聞きしたいし、この方法がいいようであれば来年度からもこの方法で行いたいと考えている。

（委員６）
　副委員長が最初に意見されたように審査員の所属などの話で、上から目線の審査などの指摘を申請団体側から指摘されたと聞いた。そのあたりは事務局から紹介などは行っているのか。

（事務局）
　まちづくり協働推進委員会というものが亀岡市にはあり、そこの委員として参加されているという紹介はさせていただいている。

（委員６）
　そこをきっちり紹介しておかなければ、申請団体も真剣に支援金を取りに来ているので指摘を受け、ハレーションを起こしてしまう原因になるのではないか。

（事務局）
　その通りである。これまで先ほど言ったような紹介はしているものの、今年度出た意見

としては、さらにどのような人物がまちづくり協働推進委員になっているかという意見であった。どのあたりまでの個人の情報をアナウンスするべきなのかを考えていかなければいけない。

（委員６）
そこはハレーションが起こらないように行政側がフォローしなければいけない。

（委員４）
時間がないので、紙に審査員が「どこの誰か」がわかる内容の紹介を書き、一覧で配布した上でさらっと口頭でも紹介するのはどうか。

（委員３）
大きく掲示しておくのもいいかもしれない。

（委員１）
委員会のからの審査員と外部有識者の審査員を明記しておくことも必要では。

（事務局）
そのような分かりやすい方法で来年度からしっかり事務局の方で工夫させていただく。

（委員１）
審査過程については、事前に事業説明を受ける機会があり分かりやすかった。さらに、審査会当日については、所々でミーティングをしてもらうことで意見をまとめたり、分からないことを聞けたりする時間になって良かった。
事業成果を申請団体に発表してもらう報告会では、報告する時間がとても少ないので発表の時間を増やして、どんな成果が出たのかまで聞けるような報告会にしてほしいと思っている。

（委員４）
審査会の時にもっとギャラリーがほしい。亀岡市のなかでどのような活動をしている団体があるのか市民に伝える場にもなる。
申請団体については、自分の審査の時間だけ来るのではなく、もう少し早く来て他の団体に向けられた質問事項など聞いておけば自分たちのヒアリング対策になるだけでなく、他団体とのつながりを築く機会にもなる。

（委員２）
　公開審査のような方法が取ることができれば、そのような市民活動をＰＲする絶好の機会にできる。その場合は初めて事業内容を聞く人でも理解しやすいように発表の時間をもう少し増やす必要があるかもしれない。

（委員長）
　審査過程の議論であったが、今年行った審査過程で来年度もいくということでいいのか。

（委員２）
　時間的な問題を考えると今の流れがベストではないか。

(委員４)
　審査を２日にすると１団体あたりの時間が長くできるか。審査員の負担は確実に増える。

(事務局)
　審査に丸２日かけてもよいというのであれば、もう少し申請団体の報告時間が増やすこともできる。

（委員長）
　審査員に負担がかかるというのであれば、このまちづくり推進委員会で一度審査にかけて、もう一度審査員で審査をするという２ステップを考えるのはどうだろうか。

（委員２）
　その方法では、委員会で審査することと審査員として審査することが被っている人の負担が増えるだけではないか。２回審査しないといけない。

（委員１）
　事前の説明会を行うことで、詳しい人の意見を聞き、審査当日に的外れな質問をすることも減ったと感じる。そうすることで時間短縮にもなった。

（事務局）
　昨年までは、何を質問したらいいのかも分からない状態で審査会に臨んでもらわなければいけない印象があった。

（委員長）
　６人の委員のみに交付の決定権を委ねるような過程になっており、精神的な負担なども

減らすためにはどうすればよいか考える必要はないか。

（委員１）
　審査会決めた後も、もう一度内部決済や市長決裁があるので、決定権がすべて審査員にあるわけではない。
（委員２）
　負担を減らす方向としては、審査員の数を増やして負担を減らすか、公開して市民全員に審査してもらうかではないか。しかし公開することで集計の負担が増えるなどもある。
　審査員は負担を覚悟の上で行わなければならないだけの役割を担っているとも思う。

（委員長）
　それでは、審査過程については来年度からも今年度の方法を採用したいと思う。
　次に支援メニューについて意見をいただきたい。

（委員１）
　他の自治体の支援メニューを見ていると、学生枠や若者枠などがあって良いなと思った。たとえば３０歳以下の枠など、応募があるなしはやってみないと分からないがそのようなものもあってもまちが活気づいて楽しい。亀岡は年齢層が高い申請も多いし、そのような枠を作ってもらえたらいいなと思う。

（委員６）
　この支えあい協働支援金はずっとつづく可能性があるものなのか。国費で運営されているのか。

（事務局）
　市の単体の予算で運営されている。ずっと続くかは確実に言えるものではないが、担当課としては市民活動の推進において必要とされている制度だという認識を持っているため継続をしていきたいと考えている。

（委員長）
　学生枠や、チャレンジ枠が出ていますが、支援メニューをどう考えるか。

（事務局）
　南丹市には大学や専門学校が多くあり、そこの学生の活動を応援するためのメニューになっている。よくあるのはゼミ単位での申請のようだ。学生限定にすると亀岡市では申請が一定の学校に偏る可能性はある。

（委員１）
　例えば高校生からなど対象を広げるとボランティア活動をしているグループなども申請ができるのではないか。学生枠というよりは３０歳以下など、年齢で対象を区分するのはどうか。その場合は審査の基準を変えるなど、工夫が必要になってくるかもしれない。
（委員４）
　区分でいうと、行政連携枠を復活させてほしい。市民連携枠に含められていると言うが、理解されていないというのが現状ではないだろうか。過去に行政連携を撤廃した際の理由に行政から課題が上がってきにくいとのことがあったと聞いているが、そんなことはないはずだ。市民力推進課が行政内の横の連携とって各所管の課題を見つけてほしい。
　また、行政側から、市民目線で市の課題を探すという事は、行政職員としての成長にもつながる。

（委員長）
　協働とは何かを考えたときに、個々の団体に支援金を交付するという事も１つの形だが、団体同士、あるいは団体と行政がタイアップして何か事業を行うという事が理想的な協働ではないか。その部分が上手くいっていないから団体同士の結びつきも弱いままだとも考えられる。
　時間も押してきたが、他に何か意見はあるか。

（委員１）
　先ほど少し話にも出ていたがイベント型事業と公益性の高い事業の区分は行わないのか。

（委員長）
　それは南丹市の自由提案型と課題設定型の区分方法が参考になるのではないか。

（事務局）
　補足すると、南丹市の自由提案型と課題設定型には明確な違いはないと聞いている。課題設定型は行政から課題を提案し市民活動を始めやすくするためにあり、これは行政が一緒に活動するということではない。一方、自由提案型は提示しなくても団体が自分たちすでに地域の課題に気づき計画している事業に分野に問わず支援する考え方である。
　活動するきっかけを行政が提示しているかどうかの違いなので、いま議論に上がっているイベント的な事業なのか公益性の高い事業なのかの分け方とは異なる。

（委員３）
　申請する側は事業に垣根などないが、審査する側が審査しやすいという理由で区分が必要なのではないか。

（委員２）
　審査員をして、公益性という言葉にとらわれすぎたという反省が自分にはある。限られた地域と大きな地域の課題とを同じ「公益性」という言葉でくくってしまうと難しくなってしまう。

（委員４）
　委員長も先ほど言っておられたが、「公益性」の審査項目については、「地域の課題性」という言葉に変えると分かりやすい。地域の大小ではなく、地域からの広がり具合などを審査の対象にするのがよい。自分たちが楽しいだけの事業かそうでないかを見極める必要がある。また、「実現可能性」という項目は、長浜市の「事業実現性」など事業を実現するための体制は組織的な面や資金面で整っているかという問いかけにすると良いのでは。
　ただ、点数の配分は「地域の課題性」や「継続性」に重きを置いてほしい。

（委員５）
　支援メニューや審査項目も大事だが、結局総合的に判断して、亀岡市が理想とするまちづくりにその団体が向かっているかという事が大事。向かっていなければどんな素晴らしい活動でも支援金は交付するべきではない。

（委員長）
　支援メニューに関する本日の議論では、若者を応援するメニューや行政連携事業の復活の話が出た。これについては、再度時間をかけながら考えていく必要がありそうである。

（委員長）
　終了の時間が迫ってきているので、最後に基金制度の進捗状況について事務局から説明をお願いする。

（事務局）
事務局から報告をする。（資料に沿って、報告）

　資料：「亀岡 NAWASHIRO 基金概要チラシ」

○以前の委員会でもお伝えしていたように運営委員会を立ち上げて、ここにいる委員の数人にも協力していただきながら基金制度を立ち上げた。
○亀岡祭りを利用してＰＲイベントを行いながら、この制度を使って資金集めをしたいと言ってくれる団体を募っていたが現時点で３つの団体が手を挙げてくれている。
○制度を使っていただけるか選考などもあり、１２月中には結果が出る予定だ。
○制度の概要は、資料にもまとめているが、この制度では資金だけではなく、情報やボ

ランティア等の人材面でも様々なマッチングを行っていきたいと考えている。

〇まちづくり推進委員の皆様にも広報や事業のアドバイス等でご協力いただきたい場合が出てくるかもしれないので、その際はよろしくお願いしたい。

（委員長）

何か質問はないか。

ないようなので今日の協議は終わりとする。

最後に副委員長よりあいさつをお願いする。

（副委員長）

市民の活動というものは、亀岡市の中だけではなく、他の市町村、他府県の方からも見られているという気持ちを持って取り組んでもらえたらと思う。これからもどうぞよろしくお願いする。

（委員長）

それでは進行を事務局に返す。

（事務局）

長時間に渡りましてご協力ありがとうございました。これで第 2 回支えあいまちづくり協働推進委員会を終了させていただきます。また今後ともお世話になることかと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。